

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

令和 8 年 1 月 〇〇 日
令和 8 年 1 月 25 日執行 鹿屋市長選挙

候補者 氏名 鹿屋 太郎

記

ポスター作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名	鹿屋市◇□町〇〇〇番地 株式会社 〇〇印刷 代表 〇〇 □□
作 成 枚 数	350 枚
作 成 金 額	245,000 円
当該選挙区（当該選挙が行わ れる区域）におけるポスター 掲示場数	315 箇所

- 備考 1 この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出すること。
- 2 ポスター作成業者が鹿屋市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付すること。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、鹿屋市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数に相当する枚数
- (2) 限度額
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合

105,000円＋586.88円×ポスター掲示場数	＝単価…1円未満の端数は切上げ
ポスター掲示場数	

単価×確認された作成枚数＝限度額